

東海旅客鉄道株式会社
新型インフルエンザ等対策業務計画

2014 年 4 月

東海旅客鉄道株式会社

制 定 2014 年 3 月 26 日 社通達第 62 号
改 正 2025 年 4 月 1 日 社通達第 2 号

目 次

第1章 総則.....	- 1 -
第1節 計画の目的	- 1 -
第2節 用語の定義	- 1 -
第3節 基本方針	- 1 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制.....	- 1 -
第1節 対策本部の設置	- 1 -
第2節 対策本部の解散	- 1 -
第3節 情報収集及び共有	- 2 -
第4節 関係機関との連携.....	- 2 -
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	- 2 -
第1節 事業継続対策	- 2 -
第2節 感染対策	- 2 -
第4章 その他	- 2 -
第1節 教育及び訓練の実施	- 2 -
第2節 要請への対応	- 2 -
第3節 計画の見直し	- 2 -

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（2012年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、東海旅客鉄道株式会社（以下、「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の適切な実施に資することを目的とする。また、本計画の具体的な取扱いについては、ガイドライン等として別に定めるものとする。

第2節 用語の定義

1. 「新型インフルエンザ等」とは、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。）をいう。
2. 「新型インフルエンザ等対策」とは、特措法第15条第1項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から廃止されるまでの間において、会社が特措法第2条第7号に規定する指定公共機関（以下、「指定公共機関」という。）としてその業務を可能な限り継続するために実施する措置をいう。

第3節 基本方針

会社は、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（2024年7月2日。以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（2008年3月25日）及び本計画に基づき、新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等対策の適切かつ迅速な実施に万全を期することとし、もって旅客の輸送を適切に行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 対策本部の設置

1. 会社は、政府対策本部の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、必要に応じて「新型インフルエンザ等本社対策本部」（以下、「対策本部」という。）を設置する。
2. 対策本部の本部長を社長とし、対策本部を総括する。
3. 対策本部の事務局を総務部に設置する。

第2節 対策本部の解散

会社は、政府対策本部の廃止が公示された場合は、対策本部を解散する。

第3節 情報収集及び共有

会社は、平時より国、地方公共団体、世界保健機関等から最新かつ正確な新型インフルエンザ等に関する情報入手に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、政府対策本部等から発信される情報等も踏まえ、迅速かつ適切に社内へその情報を周知する。

第4節 関係機関との連携

会社は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部、関係省庁、地方公共団体、他の指定公共機関及びその他関係事業者等と緊密に連携してこれを行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 事業継続対策

会社は、平時より事業の継続に不可欠な事項について定めておくとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、必要に応じてこれを行う。

第2節 感染対策

会社は、平時より感染予防のための取組みを実施するとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、必要に応じて感染予防及び感染拡大防止のための取組みを実施する。

第4章 その他

第1節 教育及び訓練の実施

1. 会社は、平時より社員への新型インフルエンザ等に関する正確な知識の周知及び啓発を実施することに努める。
2. 会社は、新型インフルエンザ等対策の適切な実施が可能となるように、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に係る訓練を行い、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策についての訓練に参加する。

第2節 要請への対応

会社は、国及び地方公共団体等からの要請について、可能な範囲で対応する。

第3節 計画の見直し

会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとする。変更を行った場合は、特措法に定める手続きに従い内閣総理大臣へ

の報告を行うとともに、関係都道府県知事に通知し要旨を公表する。